

確定申告に行こう！

2月17日(月)～3月17日(月)
受付時間／8時45分～17時30分

※事業・譲渡申告のある方は16時までに来庁ください

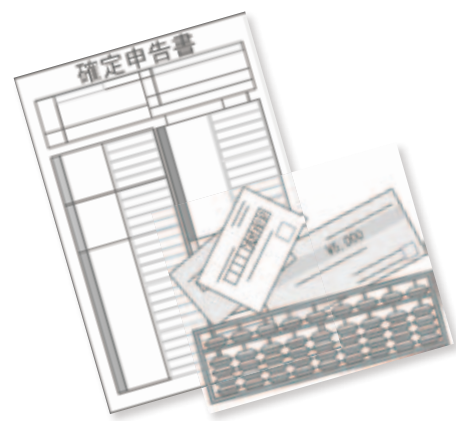
確定申告って 時間がかかりそう

確定申告は、確かに時間がかかるものです。しかし、必要な書類を準備してまとめ、計算が必要なものは計算してから臨むことで、早く済ませることができます。

例年よくあるのが、必要書類が全てそろっていないため書類を取りに戻る、または後日申告となるケースです。必要書類の代表的なものには、給与・公的年金の源泉徴収票、生命保険料控除や地震保険料控除の証明書などがあります。

対象となる書類は、10～11月ころに、勤務先または保険会社から受け取っているはずですが、全ての書類をなくさないように保管し、申告の際にご持参ください。もし、なくしてしまった場合は再発行してもらい、必要書類をそろえてから申告に臨むようにしてください。

また、あらかじめ医療費控除の計算をしていないため、計算して出直すことになったり、その場で計算するため時間がかかり、他の方を待たせてしまうといったケースが多々あります。医療費控除は、対象となる領収書を受診した方ごと、さらに医療機関ごとにまとめて小計・合計を計算してきていただくことにより、確認が簡単に済み、時間がかかりません。入院・手術などで生命保険



会社などからの給付金があった場合は、その金額を差し引いた額が対象となりますので、その金額が分かるようにしてお越しくください。また、町の小・中学生医療費助成制度(フレカ)のポイントも、前述の給付金と同様に引き扱われます。ポイント相当分を引いた負担額が、医療費控除対象額となります。

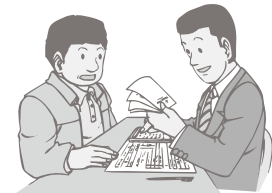
事業や不動産の申告をする方は、事前に収入金額のほか、領収書などから経費を整理して、一度、収支内訳書にまとめてから臨みましょう。法律の改正により、平成26年の申告からは全ての事業主が帳簿を作成し、7年間は保存することになりました。収支をまとめていないと、他の方を長時間待たせてしまうことになりそうですので、まとめてから後日、申告をお願いしています。

必要なものは事前に準備し、まとめて、手早く申告を済ませましょう。

どうして確定申告が必要なの

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての収入から経費を引いた所得の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければいけない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をされて既に所得税を清算している方など、一部の方を除いた皆さんは必ず確定申告をしなければなりません。

昨年中の所得を申告する手続きには、確定申告と住民税申告の2つがあります。いずれも、昨年の所得を計算し、申告するものですが、確定申告は国の税金である所得税を計算するため、住民税申告は翌年度に課税される住民税を計算するために申告するものです。



本来はそれぞれ申告しなければなりません。確定申告をした方はその内容で住民税申告をしたものとして取り扱われるため、あらためて住民税申告をする必要はありません。

平成25年分の確定申告が2月17日(月)から始まります。必要な準備を事前にしっかりと行い、期限内に必ず申告するようにしましょう。

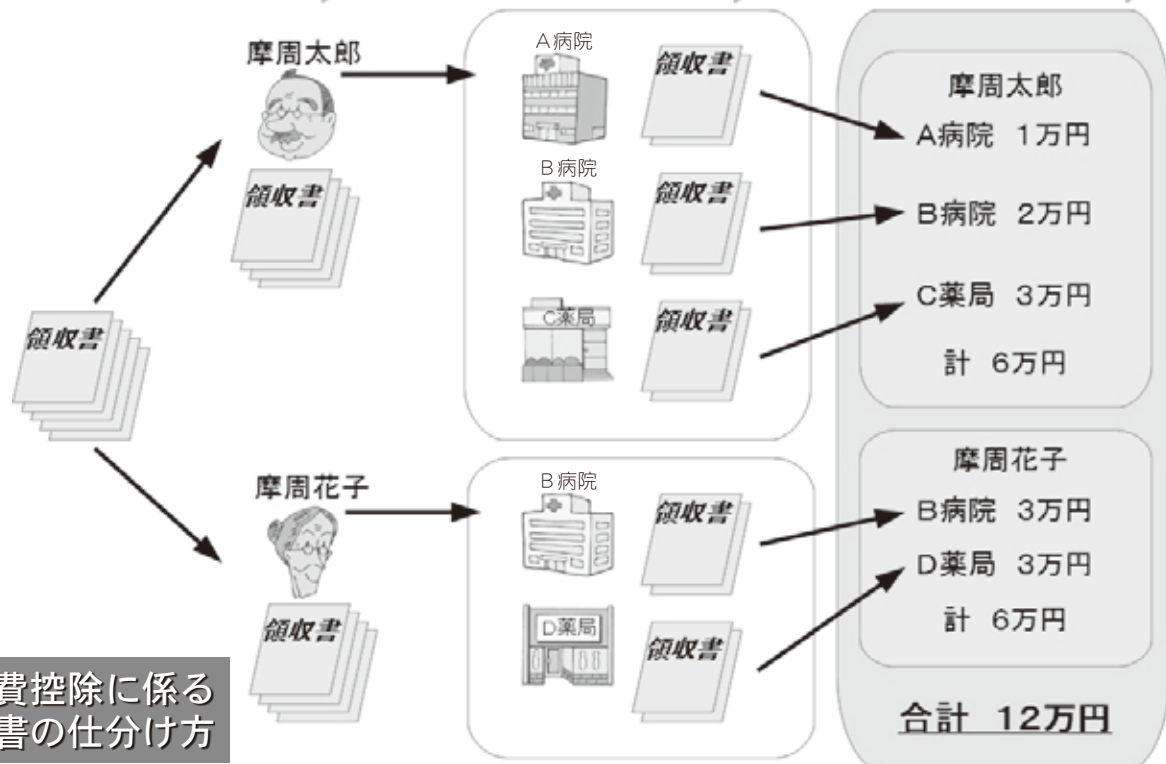
これまで確定申告しかしたことのないという方も、実は住民税申告もしていることになるのです。

所得税法の改正により、年金収入が400万円以下の方で、その他に20万円までの所得がない方は、確定申告の必要がなくなりました。これはあくまで「確定申告」の必要がなくなっただけですので「住民税申告」はしなければなりません。

勤務先などで年末調整をしている方などでも、医療費控除がある場合、扶養控除や社会保険料控除に追加がある場合は、申告しなければ控除されませんので、確定申告の義務がなくても申告した方が有利になる場合もあります。

所得の申告をしない方は、そもそもどれだけの所得があるのか、もしくは所得が全くなのかということと自体が分かりません。そのため、所得がない方や少ない方が受けられる公的サービスや税などの軽減も、所得の判断ができないために受けられないことがあります。また、所得が分からないため、本来は発行できる所得証明書などの証明書類が発行されません。ですから、確定申告・住民税申告で所得の申告をする必要があるのです。

- ①領収書を人ごとに分けます。
- ②病院・薬局ごとに分けます。
- ③小計・合計を計算します。



医療費控除に係る領収書の仕分け方

確定申告って 難しそう

確定申告は複雑な法律の規定が数多くありますが、要点を押さえればそれほど難しいものではありません。

毎年、誤りの多い医療費控除のほか、復興特別所得税、復興住民税について説明します。

〈医療費控除〉

Q 市販薬は医療費控除の対象になりますか

A 市販薬も医薬品の場合、基本的には医療費控除の対象になります。ただし、病気の治療を目的としたもの、一般的な使用量を超えないものが対象です。たとえば医薬品であっても、健康増進や疾病予防のために購入したビタミン剤などの類、一時的に症状を改善するだけのもの、自己判断により購入したもので疾病の治療に要すると明確に判断できないものについては、該当になりません。

Q 通院にかかる交通費は、医療費控除の対象になりますか？

A 交通費は、公共交通機関（バス・電車）を実際に利用した場合のみ対象となります。その場合は領

収書が発行されませんので、必ず、利用した日や金額をメモするなどしてお持ちください。自家用車を使用して移動した場合のガソリン代などは、対象になりません。自家用車で移動したものを公共交通機関に置き換えて控除できるわけではありませんので、ご注意ください。

Q いくら以上かかると医療費控除の対象となるの？

A 医療費控除の対象額は、所得の5%か10万円のどちらか少ない方を超えた部分となります。所得が200万円以上の方は、10万円以上の部分が対象となります。具体的には、給与収入のみの場合は約311万円以上の方が、それ以上の方、年金収入のみの場合は約317万円以上の方が、それぞれ10万円以上の部分が控除対象の医療費となり、それ以下の方は、所得に応じて下がった下限額以上の部分が控除対象の医療費となります。

〈復興特別所得税〉

復興特別所得税は、東日本大震災の復興施策を実施するための財源として平成25年から徴収されています。税率は、所得税の額の2.1%です。給与収入がある方は、平成25

年1月1日以降に支払われる給与から、所得税に加えて所得税の額の2.1%が合わせて源泉徴収されています。その他の方も、確定申告の際に復興特別所得税が課税されます。復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの25年間課税されます。

〈復興住民税〉

復興住民税は地域の防災施策を実施するための財源として、平成26年度から町民税均等割(3千円)・道民税均等割(1千円)に、それぞれ500円が加算されるものです。復興住民税は、平成26年度から平成35年度までの10年間課税されます。町民税・道民税が非課税の方は、復興住民税も非課税となります。

復興住民税		
	平成25年度まで	平成26年度から
町民税均等割額	3,000円	3,500円
道民税均等割額	1,000円	1,500円
均等割額(合計)	4,000円	5,000円

復興特別所得税			
例) 課税される所得が150万円の場合			
平成24年まで		平成25年から	
課税される所得	税率	①所得税の額	
150万円	× 5%	=	75,000円
所得税の額	復興特別所得税率	②復興特別所得税	
75,000円	× 2.1%	=	1,575円
①75,000円	+	②1,575円	≒ 76,500円 (100円未満切り捨て)



準備ができたなら お早めに

確定申告・住民税申告は、弟子屈町役場では2月17日(月)開始となります。

釧路税務署では既に確定申告の受け付けを開始していますので、お急ぎの方はそちらで申告してください。

終了は3月17日(月)です。必ず期限内に忘れずに申告してください。
川湯消防会館2階でも、2月22日(土)・23日(日)の2日間、9時～正午、13時～16時に受け付けします。川湯地区の方や土・日曜日しか都合がつかない方は、こちらをご利用ください。

釧路税務署での確定申告

- ▶会場 釧路税務署(釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎2階)
 - ▶会場開設期間 2月3日(月)～3月17日(月)
 - ▶受付時間 平日の9～17時
- ※混雑の状況により、長時間お待ちいただくこともありますので、なるべくお早めにお越しください。
- 問い合わせ先 釧路税務署 ☎0154-5100まで。



おうちで作成 ネットで申告e-Tax

e-Taxとは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができるというものです。



①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接送信できます

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を、自宅からe-Taxで直接送信できます。
※確定申告書等作成コーナーは「確定申告」で検索してください。

②添付書類の提出や提示を省略できます

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容(病院などの名称・支払金額など)を入力して送信することで、これらの書類の提出や提示を省略できます。
※税務署から書類の提出、または提示を求められることがあります。

③還付金を早く受け取ることができます

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。
(3週間程度に短縮)

④24時間いつでも利用可能です

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

この機会にぜひ、e-Taxをご利用ください。
手続きなどの詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。